

訪問介護  
重要事項説明書

有限会社ホクセイ  
訪問介護ステーションこもれび太田

## 1. 目的および内容

当事業所は以下の目的により業務の提供をさせていただきます。

- ①介護保険法等の関係法令に従いサービスの提供を致します。
- ②利用者の体調等に応じたサービスの提供を致します。
- ③利用者の選択に基づいたサービスの提供を致します。
- ④各事業所との提携により、適切なサービスの提供を致します。

## 2. 事業所の職員体制※介護保険法で定める人員基準に準ずる

管理者	1名（常勤兼務）
サービス提供責任者	1名（常勤専従）※利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人ずつ配置
訪問介護員	月間を通じて常勤換算法により2.5人以上配置

## 3. サービス提供時間

営業日	365日営業
休日	なし
営業時間	午前7：00 ～ 午後7：30

## 4. 事業所が通常時にサービスを提供する地域

太田市

## 5. 介護サービス内容

- 身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活援助 調理・掃除洗濯等日常生活の世話をいたします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で、それを踏まえた訪問介護計画により定めます。

### ①身体介護(お体に直接触れる介助)

- 入浴介助 入浴の介助又は、入浴が困難な方は清拭をします。
- 排せつ介助 排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 食事の介助を行います。
- 体位変換 体位の変換を行います。

### ②生活援助(お体に直接触れない介助)

- 調理 ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族の分は致しません。）
- 洗濯 ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族の分は致しません。）
- 掃除 ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外は行いません。）
- その他 ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物等を行います。  
（ご家族に関することは致しません。預金・貯金の引出しや預入れは行いません。）

## 6. 利用料金

別表に定める通りといたします。

## 7. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

利用者様またはそのご家族指定又はご希望の居宅介護支援事業者との契約後に本書面による重要事項の説明を行い、契約を取り交わしてサービスの提供となります。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

1週間以上の予告期間が経過したのち解約となります。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、事前に文書で通知するとともに、居宅介護支援事業所を通して混乱なく他事業所に移行いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所されたとき。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護状態区分が、非該当(自立)と認定されたとき。
- ・利用者様がお亡くなりになられたとき。

#### ④ その他

利用者様又はご家族などが、当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書により1週間以上の予告期間をもってサービスを終了させていただく場合があります。

## 8. 事業所の方針

当組織の職員は皆、自分の持つ知識・経験・技術を利用者様やご家族に還元すべく活動をし、皆様の心からの笑顔を頂けるような事業所を目指して参ります。

## 9. 守秘義務

介護事業者の守秘義務は法律により定められており、緊急による利用者様の生命・身体に危険がある場合の情報提供を除いて第三者に個人情報をもらすことはございません。

## 10. 緊急時の対応

サービス提供時に事故・体調の急変等が生じた場合は、ご家族・救急医療機関・かかりつけ医に連絡して対応いたします。

11. 訪問介護ステーションこもれび太田 および 公的機関の相談・苦情等の窓口

機 関 名	電 話 番 号
訪問介護ステーションこもれび太田 管理者またはサービス提供責任者	緊急時連絡先 0276-33-0123 事業所携帯電話080-8478-3560 対応可能時間 毎日8:30~17:30
太田市長寿あんしん課	電話番号 0276-47-1111 (代表)
猿島郡境町 介護福祉課	電話番号 0280-81-1323 (代表)
足利市 元気高齢課	電話番号 0284-20-2136 (代表)
江東区 介護保険課	電話番号 03-3647-9493 (代表)
大泉町 国保介護課	電話番号 0276-55-2632 (代表)
榛東村 健康・保険課	電話番号 0279-54-2211 (代表)
伊勢崎市 介護保険課	電話番号 0270-27-2745 (代表)
群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 027-290-1323 (苦情処理相談)
茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565 (苦情処理相談)
栃木県国民健康保険団体連合会	電話番号 028-643-5400 (苦情処理相談)
東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0173 (介護指導相談係)
群馬県 介護高齢課	電話番号 027-226-2562
茨城県 長寿福祉課地域ケア推進室	電話番号 029-301-3332
栃木県 高齢対策課	電話番号 028-623-3149
東京都 介護保険課	電話番号 03-5320-4597

12. 会社の概要

法人種別・名称	有限会社ホクセイ
代表者	堀内 元
運営事業の概要	居宅介護支援事業所太田はびりす (H23.5.1~) デイサービスセンターにじいろ太田 (H25.6.1~) R5.10.31廃止 住宅型有料老人ホームにじいろ太田 (H25.6.1~) 訪問介護ステーションこもれび太田 (H28.12.1~) デイサービスセンターこもれび太田 (H28.12.1~) 住宅型有料老人マイホームこもれび太田 (H28.12.1~) 介護保険外自立支援サービスほんわか太田 (H29.11.1~) 訪問看護リレーション (R6.4.1~)

### 13. 個人情報使用同意書

私（利用者および家族）の個人情報については、居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

有限会社ホクセイ

訪問介護ステーションこもれび太田 殿

令和 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

家族代表 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

### 14. 重要事項の説明確認

契約にあたり、サービス事業者より契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を受け、これに同意し交付を受けました。

説明担当者 訪問介護ステーションこもれび太田 ●●●● \_\_\_\_\_

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

### 15. ご利用者の人権の擁護及び虐待防止に関する事項

1) 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するための職員に対する研修を実施します（頻度：毎年）。
- ②ご利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- ③その他虐待防止のために必要な措置を以下のように講じます。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。

責任者：訪問介護ステーションこもれび太田管理者 ●●●●

- ・必要性に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。

2) 事業所は、サービス提供中に当該施設職員又はご利用者の家族等高齢者を現に介護する者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

3) 虐待の発生又はその再発を防止する観点から毎月第4月曜日の夕方より研修を含めたカンファレンスの開催、マニュアルの整備、委員を定めます。

委員：訪問介護ステーションこもれび太田 サービス提供責任者 ●●●●  
主任 ●●●●

#### 16. サービス提供の範囲について

事業所は、同法人が運営している住宅型有料老人ホームに居住するご利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めるものとします。

#### 17. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から毎月第4月曜日の夕方より研修を含めたカンファレンスの開催、有限会社ホクセイ新型コロナウイルス感染対策マニュアルの整備、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

#### 18. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行います。

#### 19. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行い、詳細を就業規則内にて明文化します(第31条～第36条)。

#### 20. 会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等（ご利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。）について、感染予防や多職種連携の促進の観点から以下を行います。

1) ご利用者が参加せず、医療機関の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

2) ご利用者が参加して実施するものについて、上記に加えて、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

#### 21. 記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な方法を取らせていただきます。電磁的な方法とは①インターネット等を通じて電子メールを送信する方法、②ウェブサイト（ホームページ）に情報を開示し、これを見読又はダウンロードできるようにする方法、③当該情報を記録したDVD、ICカード等の記録媒体を交付する方法をいいます。なお、電話及びFAXは電磁的方法には含みません。

追記Ⅰ：12 運営事業の概要一部変更 > 訪問介護ステーションにじいる太田削除 介護保険外自立支援サービスほんわか太田追加

追記Ⅱ：令和3年4月1日～改定(介護保険法改正により15③～21)

追記Ⅲ：令和3年9月1日～押印欄廃止(社会情勢を鑑み、また契約締結者間事務負担軽減を図る観点から)